

ウィルケア居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

(1) 事業所

事業所名	ウィルケア居宅介護支援事業所
所在地	小牧市小牧原新田字問屋橋889番地1 SunleafBLD2F-3
電話	(0568) 71-7900
F A X	(0568) 71-6936
介護保険指定番号	指定居宅介護支援 (愛知県指定2373800529号 平成15年3月28日指定)
ホームページ	https://www.willcare-komaki.com/
サービス実施地域	小牧市 他の地域は相談に応じ実施する。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時
サービス提供時間	*必要に応じて、休業日や就業後でも対応します。

(3) 休業日

休業日	土・日曜日、祝祭日、8/13～8/15、12/30～1/3
-----	-------------------------------

2. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

管理者	(事業所の管理・プラン作成者) 常勤	1名
介護支援専門員	(ケアプランの作成) 管理者兼務	1名

3. 利用料金

自己負担はありません

*要介護認定等を受けられた方は、居宅サービス計画作成費（下表）が介護保険制度から全額給付されます。

*保険料の滞納等により、保険給付金が事業者に支払われない場合は、1ヶ月につき下記金額をお支払いいただきます。（1単位10,21円で計算）

要介護（1～2）	1086 単位
要介護（3～5）	1411 単位

*その他、加算等利用料金は【重要事項別紙】参照

4. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を任命いたします。

(2) 介護支援専門員の交替

1 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

但し、その場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

2 ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

(3) ご契約者のサービスの決定

ご契約者は複数の指定居宅サービス事業者等を求めることができます。

また、ご契約者は居宅サービス計画書に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(4) サービス割合の説明

当事業所の居宅サービスの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。※別紙参照

(5) オンラインツール等を活用した会議の開催

ご契約者の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）活用して行うものができるものとします。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

(6) 状況に応じてテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリン

グ（オンラインモニタリング）をできるものとしします。

(7) 事故発生時の対応について

ご契約者に対する指定居宅支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご契約者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。またご契約者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償をすみやかにを行います。

(8) 虐待防止にむけて

社内で委員会を作り、虐待防止の為の研修にも参加をします。

(9) 感染症や非常災害時の発生時の対応について

社内の計画書に沿って対応します。

(10) 感染症の予防及びまん延防止に努めます。

5. 会社の取り組み

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

6. 『介護サービス情報の公表』制度について

(1) 制度について

ご契約者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する仕組みです。

(2) ご利用方法について

『愛知県指定情報公表センター』のインターネットホームページからご覧いただけます。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

有限会社 ウィルケア小牧 相談・苦情担当	電話（0568）71-7900 ○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00 ○担当者 大橋 弘育 ・ 太田 裕
----------------------------	--

(2) 行政機関等の苦情受付

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

- ・ 小牧市役所 介護保険課 給付指導係 0568-76-1153
- ・ 一宮市役所 介護保険課 0586-28-9018
- ・ 春日井市健康福祉部介護保険課 0568-85-6182
- ・ 豊山町役場 生活福祉部 保険課高齢者・介護係 0568-28-0001

- ・ 岩倉市 長寿介護課 0587-38-5811
- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165

【その他：加算等利用料金】

- 初回加算 300単位
 (新規に居宅サービスを作成および2段階以上の区分変更認定を受けた場合)
- 入院時情報連携加算Ⅰ 250単位
 (病院等へ入院した日のうち、または入院日以前に情報提供を行った場合)
- ★営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む
- 入院時情報連携加算Ⅱ 200単位
 (病院等へ入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合)
- ★営業終了後に入院した場合にあって、入院日から起算して3日目が
 営業日でない場合はその翌日も含む。

退院・退所加算	カンファレンス無	カンファレンス有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回		900単位

(退院・退所にあたり、病院及び施設職員と面談や連携を行った場合)
 (入院又は入所期間中につき1回を限度。初回加算との同時算定しない)

緊急時居宅カンファレンス加算 200単位
 (病院・診療所の求めにより、居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じてサービスなどの利用調整を行った場合)

通院時情報連携加算 50単位(月1回)

ターミナルケアマネジメント 400単位/月
 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅訪問を行い、
 関係者と連携を図った場合

看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合でも条件にあえば
 基本報酬に算定する。

小牧市は地域区分が「7級地」であるため、1単位あたりの単価は10.21円です。
 単位数に10.21円を乗じた金額が利用料金となります。